

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

| | |
|----------------------------------|--|
| 論題 Title | 法律の一般性原理といわゆる「処分的法律」について |
| 他言語論題 Title in other language | The Principle of Generality in Law-Making and “Measure Laws” in Japan |
| 著者 / 所属 Author(s) | 塩田 智明 (SHIOTA Tomoaki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員 政治議会調査室主任 |
| 雑誌名 Journal | レファレンス (The Reference) |
| 編集 Editor | 国立国会図書館 調査及び立法考査局 |
| 発行 Publisher | 国立国会図書館 |
| 通号 Number | 854 |
| 刊行日 Issue Date | 2022-2-20 |
| ページ Pages | 1-27 |
| ISSN | 0034-2912 |
| 本文の言語 Language | 日本語 (Japanese) |
| 摘要 Abstract | 立法行為の限界を画するとされてきた法律の一般性原理について、外国の判例等を参照しつつその現代的意義を明らかにし、さらに最近の処分的法律をめぐる動向をもとにその新たな役割を描き出す。 |

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

法律の一般性原理といわゆる「処分的法律」について

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 政治議会調査室主任 塩田 智明

目 次

はじめに

I 法律の一般性原理

- 1 問題の所在
- 2 法律の一般性原理に関する憲法規定をめぐる海外の議論
- 3 法律の一般性原理に関する我が国の議論の状況

II いわゆる「処分的法律」について

- 1 法律の一般性の判断基準
- 2 処分的法律と法律の一般性原理の「神話化」
- 3 個別の差押禁止措置に関する規定と処分的法律

III 自然災害義援金差押禁止法の制定

- 1 背景—個別の災害に関連する義援金差押禁止法の相次ぐ制定—
- 2 制定の経緯—一般法制定に向けて—
- 3 概要

おわりに

別表 債権又は金銭若しくは記名国債に係る個別の差押禁止措置（令和3年11月1日現在）

キーワード：法律の一般性、処分的法律、差押禁止、義援金、一般法、立法過程

要 旨

- ① 法律の一般性原理とは、法律は、ア) その受範者が不特定多数であり、イ) その対象となる場合又は事件が不特定多数でなければならないとする法理である。日本国憲法は明文で法律の一般性原理を規定していないが、立法行為の不文の限界を画するものとして認めるべきか否か、すなわち、一般性を欠く法律はおよそ違憲無効となるのかどうかについては、様々な見解が述べられている。
- ② そこで、この問題について考察を進めるため、憲法において明文で法律の一般性を規定する国（主権を有する連邦又は州を含む。）について、当該憲法の規定に関する判例をたどりながら法律の一般性についてどのような受け止め方をされているか調査した。その結果、法律の一般性を欠くことのみを理由として法律が憲法違反であるとする例は見当たらなかった。一方で、法律が一般性を備えるべきであるとする主張は、こうした国でも我が国と同じように見られた。ただし、その内容は、一般性を厳密に要求するものから裁判規範ではないとするものまで様々であった。
- ③ ある法律についてそれが一般性を具備しているか否かを判断する基準を決めるのは困難と思われる中、我が国においても具体的事実関係に向けられた法律、いわゆる「処分的法律」といえるものがかなりある一方で、これらの法律が一般性を欠くとして憲法違反とされたことはないことから、法律の一般性原理は「神話化」したとの主張がなされている。
- ④ そこで試みに、差押えに関する一般法である民事執行法及び国税徴収法以外の法律で個別に差押禁止規定を設けているものを調査した。すると、その中には特定の個人又は事件に関連する法律を始め、処分的法律と目されるものが見受けられた。特に最近は、議員立法により、個別の差押禁止措置のみを主たる内容とする法律が多く見られることも分かった。
- ⑤ 一方で、令和3年の第204回国会で成立した自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律のように、個別の事件に係る処分的法律の制定を積み重ねるうちに一般法制定の必要性が認識され、その実現にこぎつけたケースもあった。法律の一般性原理が、今なお立法の在り方を規制する役割を演じていることを示す好例として注目したい。

はじめに

第204回国会の令和3年6月4日、「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案」が可決、成立し、同月11日に公布、施行された（令和3年法律第64号）。この法案を衆議院の災害対策特別委員会で起草する議事において、委員長から「本案は、…（中略）…災害関連義援金に係る差押えの禁止等に関する法律を一般法とするもので」との説明があった⁽¹⁾。この「一般法とする」ということ背景には、我が国を含む各国で盛んに取り上げられる「法律の一般性原理」をめぐる議論があり⁽²⁾、それに照らしても、この法案が成立したことの法制上の意義は決して小さくない。

そこで本稿では、法律の一般性原理について概観した後、いわゆる処分的法律の概念を検討した上で、この法案の立法過程を取り上げることとする⁽³⁾。

I 法律の一般性原理

1 問題の所在

(1) 法律の一般性原理の意義

法律の一般性原理とは、法律は、①その受範者⁽⁴⁾が不特定多数であり、②その対象となる場合又は事件が不特定多数でなければならないとする法理である。

法律の一般性（広義）⁽⁵⁾ —

- ①一般性（狭義）：受範者が不特定多数であること。
- ②抽象性：対象となる場合又は事件が不特定多数であること。

法律の一般性を厳格に要求すれば、一般性を欠く法律はおよそ無効となりそうであるが、憲法にその旨の明文規定があるなら格別、そうでなくとも不文の限界を超えたものとして違憲無効となる場合があるのかが問題となる。従来、この問題と、「立法権」の概念に関する憲法学

*本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和3年11月16日である。

(1) 第204回国会衆議院災害対策特別委員会議録第6号 令和3年5月20日 p.21. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail/PDF?minId=120404339X00620210520&page=21&spkNum=134¤t=-1>> なお、引用文中のアンダーラインは筆者が付したものである。

(2) 憲法学における法律の一般性に関する文献については、本稿で注記するもののほか、御幸聖樹「日米の個別法律の現況と課題」毛利透ほか編『比較憲法学の現状と展望—初宿正典先生古稀祝賀—』成文堂、2018、p.348、脚注2に掲記されているものを参照のこと。なお、法哲学において論じられる「法の一般性」は本稿の主題ではないが、差し当たり、鳥澤円「法の一般性」『一橋法学』19巻1号、2020.3、p.83。また、西洋法思想史を丹念にたどり、一般性の観点から法律が備えるべき要件を論じるものとして、Gregor Kirchhof, *Die Allgemeinheit des Gesetzes: über einen notwendigen Garanten der Freiheit, der Gleichheit und der Demokratie* (Jus publicum: Bd. 184), Tübingen: Mohr Siebeck, 2009, pp.160-173。

(3) 本稿と同じ主題を有する先行研究として、高見勝利「「議員立法」三題」『レファレンス』629号、2003.6、pp.7-11. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999987_po_062901.pdf?contentNo=1> がある。

(4) 法規範の名宛人、法律の適用対象者のこと。

(5) 法律の一般性（広義）は、「平等原則や国民の予測可能性を保障する点で重視されてきた観念であり、立法権と法律を個別・具体的に執行する行政権との厳格な区別を可能にするという意義を持つ。」長谷部恭男編『注釈日本国憲法—Japanese Constitutional Law Annotated— 3』有斐閣、2020、p.488。（宍戸常寿執筆）

説上の論点とが混同されがちであったので、まずは問題の所在を明らかにするために、若干回り道ではあるが、以下簡単に整理することとしたい。

(2) 我が国における立法権の意義に関する憲法上の論点との区別

日本国憲法第41条（以下「憲法41条」という。）は、「国会は、…（中略）…国の唯一の立法機関である。」と規定する。この「立法」の意味については、①国法の一形式である法律（国会が制定する法規範）を定立すること（形式的意義の立法）と解する説と、②特定の内容の法規範を定立すること（実質的意義の立法）と解する説とがある⁽⁶⁾。

(i) 「立法」を形式的意義に解する立場からの法律の一般性原理

①の立場は、法形式の一つとしての「法律」の制定を国会に独占させている現行日本国憲法の理解や解釈においては、②の立場が主張する「特定の内容の法規範」にこだわる必要がないとの考え方に基づいている⁽⁷⁾。この考え方に従い、憲法41条の「唯一の立法機関」性を「法律」の制定が国会によって独占されたということ⁽⁸⁾と解すると、国会は自由に立法権を行使できそうであるが、この立場をとる説は、同条とは別立てで「立法行為の限界」があると主張する⁽⁹⁾。その限界の一つに、法律の一般性原理があるとする論者がいる⁽¹⁰⁾。

(ii) 「立法」を実質的意義に解する立場からの法律の一般性原理

(a) 実質的法律概念の拡張

一方、②の立場に立つ伝統的学説は、実質的意義の立法における「特定の内容の法規範」とは、「国民の権利を直接に制限し、義務を課する一般的・抽象的法規範」、すなわち「法規」であると主張してきた。しかし、現行日本国憲法下において、法規を実質的内容とする法律概念は19世紀の立憲君主制（特に、民主的勢力が弱体だったドイツ）の憲法構造に由来するものであって、これに依拠すべきでないとする考え方が有力になってきた⁽¹¹⁾。

そこで②の立場をとる説の中には、法律という法形式でなければ制定し得ない事項（以下「法律の専属的所管事項」という⁽¹²⁾。）を明らかにするためには、法律の概念を形式と実質に分けることが今なお必要であるとの認識に基づき、実質的意義の法律概念を拡張する動きが見られる。具体的には、ア）国民の権利の創設や義務の免除軽減を含める方向で、「国民の権利義務

(6) 芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法 第7版』岩波書店，2019，pp.305-306。

(7) 芹沢ほか編『憲法』（別冊法学セミナー no.210. 新基本法コンメンタールシリーズ）日本評論社，2011，p.302。（石川健治執筆）

(8) 同上 なお、①の立場に対しては、憲法41条が形式的意義から国会を立法機関と呼んでいるとすると、同条は単なる同義反復になるとする批判がある。長谷部恭男『憲法 第7版』（新法学ライブラリ 2）新世社，2018，p.329. この批判に対し、①の立場から、同条によって初めて法律という形式の規範制定権が国会に専属させられたのだから同義反復でない、との反論がなされている。芹沢ほか編 同上，p.302.（石川執筆）；村西良太「憲法と行政立法」松井茂記ほか編『自由の法理—阪本昌成先生古稀記念論文集—』成文堂，2015，p.300，注12.

(9) 芹沢ほか編 同上，p.302.（石川執筆）

(10) 芹沢ほか編 同上，p.303.（石川執筆）

(11) 芦部 前掲注(6)，p.306.

(12) 法律の所管事項（法律事項ともいう。）は、本文で述べた専属的所管事項と競合的所管事項（他の法形式の専属的所管事項以外の事項。ひとたび法律がそのような事項につき定めを置いた場合には、その定めを変更するためには法律を必要とする。）に大別される。長谷部編 前掲注(5)，p.485.（穴戸執筆）

に關係する一般的・抽象的規範」と解する説⁽¹³⁾、イ) 一般的・抽象的規範であることを要件としないで、「国民の権利義務に關係する法規範」と解する説⁽¹⁴⁾、ウ) 国民の権利義務との關係を問わず、およそ「一般的・抽象的規範」と解する説⁽¹⁵⁾が主張されている。

(b) 法律の一般性原理との關係

このように眺めてくると、法律の一般性原理は、少なくとも上記 (a) のア) 及びウ) の考え方に組み込まれているかのように見える。しかし、そう考えるのは早計である。

現在、②の立場が今なお実質的意義の立法における「特定の内容の法規範」について考察するのは、法律の専属的所管事項を明らかにし、これを国会に留保しようとするものである⁽¹⁶⁾。一方、法律の一般性原理は、法律の個別・具体的な執行に当たる行政権との關係で国会の権限を制約しようとするものである⁽¹⁷⁾。仮に憲法 41 条の解釈として (a) のウ) の考え方に立ったとしても、一般的・抽象的法規範が法律の専属的所管事項であるということと、法律が一般性 (広義) を有しなければならないということは、區別して論じられなければならないということになる⁽¹⁸⁾。

(iii) 小括

以上述べてきたことから、法律の一般性原理は、憲法 41 条における立法権の意義についてどのように解釈しようとも、そうした議論とは別個に論じられるべきものであると思われる⁽¹⁹⁾。その上で、日本国憲法は明文で法律の一般性原理を規定していないが、それでもこれが立法権に対する限界として認められるべきか否か、認められるとしてその場合に法律に要求される一般性 (広義) とはどのようなものか、が問題になってくる。

この問題について考察を進めるため、次節では、憲法において明文で法律の一般性原理を規定する国 (主権を有する連邦又は州を含む。) を取り上げ、当該憲法の規定に関する判例をたどりながら法律の一般性についてどのような受け止め方をされているか見てみることにしたい。

2 法律の一般性原理に関する憲法規定をめぐる海外の議論

(1) ドイツ

(i) ドイツ基本法の規定とその評価

ドイツ連邦共和国基本法 (以下「ドイツ基本法」という。) 第 19 条第 1 項第 1 文は、次のとおり、基本権を制約する場面における法律の一般性原理を明確に規定している。

この基本法により基本権が法律で又は法律に基づいて制約され得る範囲内において、その法律は、一般的 (allgemein) に妥当するものでなければならず、かつ、個別事案だけに

⁽¹³⁾ 長谷部 前掲注(8), p.329.

⁽¹⁴⁾ 「私人の権利義務に直接關係する、原則として一般的な、しかし場合によっては個別的な規範」(赤坂正浩「立法の概念」『公法研究』67号, 2005, p.157) とするものと、「何らかの意味で国家と国民の間の關係に關連する成文の法規範」(伊藤正己『憲法 第3版』弘文堂, 1995, p.421) とするものをまとめた。

⁽¹⁵⁾ 芦部 前掲注(6), p.306.

⁽¹⁶⁾ 長谷部編 前掲注(5), p.483. (宍戸執筆)

⁽¹⁷⁾ 同上, p.488. (宍戸執筆)

⁽¹⁸⁾ 同上, p.488. (宍戸執筆); 御幸 前掲注(2), p.351.

⁽¹⁹⁾ 玉井克哉「法律の「一般性」について」樋口陽一ほか編『現代立憲主義の展開—芦部信喜先生古稀祝賀— 下』有斐閣, 1993, pp.409-410.

(nur für den Einzelfall) 妥当するものであってはならない⁽²⁰⁾。

これに関連して、公法学者パウル・キルヒホフ (Paul Kirchhof) は法の前の平等を規定したドイツ基本法第3条第1項に触れつつ、一般化された法律がある程度の平等 (ein Stück Gleichheit) を保障すると述べる。なぜなら、ア) 受範者が多数に上り予測や予見ができない集団となると、個別に特別な負担を課し、又は特権を与えることが困難となり、イ) 共通の規範で律せられる自由の空間が保障され、ウ) 法的拘束力を予見可能なものに設計できるからだという⁽²¹⁾。

その上で、彼はドイツ基本法第19条第1項第1文について次のように評する。

当初からこの規定は、「憲法における最も重要な規範の一つ」と目されてきた。一般性原理は、立法府が「やすやすと」基本権を無視することができないようにするためにあるのだ。それゆえ「特別法 (Spezialgesetz)」の禁止は法治国家的に「特に重要な」ものであり、直接にその法律の品質を保証する。一般法の一般性のゆえに、法治国家は基本権により保護された生活領域と「距離」を保っている。その領域は、法律上定義された公共的許容範囲 (Gemeinverträglichkeit) の枠内で個人の自由に委ねられている。それにもかかわらず、ドイツ基本法第19条第1項第1文は、平等を促進する一般化を行うよう立法府に促すことができなかつた。つまるところ、「ほとんど無意味にまで減殺された」ということである⁽²²⁾。

(ii) 判例

パウル・キルヒホフが期待したドイツ基本法第19条第1項第1文による法律の一般性原理の徹底を阻んだのが、後に自らが判事を務めたドイツ連邦憲法裁判所 (以下「憲法裁」という。) である。以下では、同項第1文が憲法裁の判決でどのように解釈されてきたかを簡単に紹介する⁽²³⁾。

(a) ライン製鉄事件判決 (1969年5月7日)

これは、ある条件を満たす特定業種の会社の監査役会を労使同数で構成しなければならないとの規定を含む1951年モンタン (石炭・鉄鋼産業) 共同決定法の一部改正法が、改正前の法律に規定する条件のままならその適用を逃れる可能性のあった特定の企業を狙い撃ちするものであるとして、当該一部改正法の合憲性が争われた事件である⁽²⁴⁾。憲法裁は、当該一部改正法を「具体的事実関係に向けられた法律 (処分的法律: Maßnahmegesetz)」とした上で、「処分的法律は、それ自体許されないものではなく、他の法律よりも厳格な合憲性審査に服するわけ

²⁰⁾ ドイツ基本法第19条第1項第1文の原文にミスがあることについては、赤坂正浩「法律の一般性とボン基本法一九条一項一文」新正幸ほか編『公法の思想と制度—菅野喜八郎先生古稀記念論文集—』信山社出版, 1999, p.276, 注(18)。本稿ではこれを踏まえ、この条文ミスを補正する形で筆者において訳出した。

²¹⁾ Paul Kirchhof, "Allgemeiner Gleichheitssatz," Josef Isensee und Paul Kirchhof (Hrsg.), *Handbuch des Staatsrechts der Bundesrepublik Deutschland*, Bd. 8, 3., völlig neubearbeitete und erw. Aufl., Heidelberg: C.F. Müller, 2010, p.778.

²²⁾ *ibid.*, p.778. なお、ドイツ基本法第19条第1項第1文をめぐるドイツ公法学界の論争については、小山正善「西ドイツにおける措置法 (Maßnahmegesetz) 論争の概観 1」『阪大法学』115号, 1980.8, pp.45-90; 同「西ドイツにおける措置法 (Maßnahmegesetz) 論争の概観 2」『阪大法学』120号, 1981.12, pp.73-119; 赤坂 前掲注²⁰⁾

²³⁾ 畑尻剛・工藤達朗編『ドイツの憲法裁判—連邦憲法裁判所の組織・手続・権限— 第2版』(日本比較法研究所研究叢書 88) 中央大学出版部, 2013, pp.541-542. (土屋武執筆)

²⁴⁾ BVerfGE 25, 371. 菟原明「基本法19条1項1文にいう『個別事例法』の禁止」ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例 第2版』信山社出版, 2003, pp.330-334.

でもない。したがって、処分的法律の概念は憲法上重要でない。」と断じた。

さらに判決では、問題となった一部改正法が、ドイツ基本法に抵触する「個別事案又は特定の者に係る法律 (Einzelfall- oder Individualgesetz)」ではないとする。また、「条文は不特定多数の場合に適用される一般的な法規の性質を有している——それゆえこれは個別事案に係る法律ではない——、法定要件が抽象的であるために、その法律がどれだけの又はどのような場合に適用されるかについて正確に予見できないとき⁽²⁵⁾、予見される法的効果が発生する可能性が一度きりではないとき⁽²⁶⁾も同様である。一般的な法規であるならば、個別事案がその法規制の誘因となったかどうかは関係のないことである。」⁽²⁷⁾と判示した。

(b) シュテンダール南部バイパス事件判決 (1996年7月17日)

特定の鉄道建設に係る投資措置法の合憲性が争われた事件において、憲法裁は、ドイツ基本法から法律の概念について一般的な規範しか認めないという結論を引き出すことはできないと述べた。そして、そのことは「ドイツ基本法第19条第1項第1文が全ての個別事案に係る法律を排除せず、ただ同項第1文の適用範囲 (Gewährleistungsbereich) においてのみであることだけでなく、ドイツ基本法第14条第3項第2文が立法府に対し、法律による公用収用の可能性を明示的に認めていることから明らかだ」とした⁽²⁸⁾。

(c) マンネスマン社事件判決 (1999年3月2日)

特定業種の会社を傘下に持つコンツェルン支配企業の監査役会を労使同数で構成しなければならないとの規定を含む1956年共同決定補足法の一部改正法につき、(a)と同様に改正前の法律に規定する条件のままならその適用を逃れる可能性のあった特定の企業を狙い撃ちするものであるとして、その合憲性が争われた事件において、憲法裁は、当該一部改正法はドイツ基本法第19条第1項第1文に違反しないと判示した。具体的事例の発生が立法府に当該一部改正法の立法をさせる動機となったのは確かだ、と認めた上で憲法裁は、「しかし、問題となっている法律の規定は抽象的に書かれており、その適用を受ける企業の数も法律公布時には最終的に定まらなかった。… (中略) …将来の適用事例が初めから排除されているのであれば、それこそ隠蔽された (verdecktet) 個別事案に係る法律となりうる。」⁽²⁹⁾と結論に至った理由を説明している⁽³⁰⁾。

⁽²⁵⁾ BVerfGE 10, 234 (242).

⁽²⁶⁾ BVerfGE 13, 225 (229).

⁽²⁷⁾ BVerfGE 13, 225 (229); BVerfGE 24, 33 (52).

⁽²⁸⁾ BVerfGE 95, 1. ドイツ憲法判例研究会「ドイツ憲法判例研究 (78) 立法による計画決定及び公用収用の合憲性—シュテンダール南回り決定—」『自治研究』75巻8号, 1999.8, pp.137-144. (高橋洋執筆)

⁽²⁹⁾ この判決を敷衍 (ふえん) する形で、ライプツィヒ大学公法学教授のクリストフ・エンダース (Christoph Enders) は次のように論じている。「[ドイツ基本法第19条第1項第1文により] 排除されるのは、法律により、抽象的事実関係における基本権制約規定が受範者を個別に規定する (名指しする) という、かなり低い可能性ばかりではない。具体的事実関係 (特に時期が限定されたもの) におけるいかなる基本権を制約する法律の規定も、その事実関係における適用が恒久的に定まる場合、別の言葉で言えばその法的効果が1回しか発生しない場合には、禁止される。そのためには、処分的法律がただ具体的事実関係を想定しているというだけでは不十分である。それが単に規制の理由にとどまったり、要件が将来起こるであろう多数のケースに適用することが可能なほど抽象的であったりするものである限り、つまり、法律の規定が1回限りの適用で消尽されるものでない限り、それは一般法であって、禁止される個別事案に係る法律ではない。」(Volker Epping und Christian Hillgruber (Hrsg.), *Grundgesetz: Kommentar*, 3. Auflage, München: C.H. Beck, 2020, p.683. (Christoph Enders) [] 内は筆者補記)

⁽³⁰⁾ BVerfGE 99, 367.

(2) フランス

(i) 1789 年人権宣言の規定と法律の一般性に関する判例

フランスの憲法ブロック (bloc de constitutionnalité)⁽³¹⁾ を構成する 1789 年の人及び市民の権利宣言 (以下「1789 年人権宣言」という。) 第 6 条は、次のように規定する。

法律は、一般意思の表明である。… (中略) …それは、保護するにしても処罰するにしても、すべての者にとって同一でなければならない⁽³²⁾。… (後略)

この規定については、かつて代表的な注釈書の一つにおいて「法律が常に一般的であることは必要とされていない。… (中略) …法律は不特定多数の者に適用されるものだけでなく、しばしば『受範者の多様性』を有するものであり、憲法院も法律に具体的規定を設けることを認めている。」と記載されていたことがある⁽³³⁾。

また、憲法院の判例の中には、法律中の具体的規定について判断したとされる次のようなものが見受けられる。

(a) 行政立法行為有効化法判決 (1980 年 7 月 22 日)

大学教員制度の改革に関するデクレ⁽³⁴⁾ がコンセイユ・デタ⁽³⁵⁾ によって取り消されたことを受けて、当該デクレ及び当該デクレに基づいてなされた行政立法行為又はそれ以外の行政行為を有効化する法律⁽³⁶⁾ の合憲性が争われた事件において、憲法院は、国会議員からの請求を受けて公布前に合憲性審査を行い⁽³⁷⁾、次のように述べて合憲であると判示した⁽³⁸⁾。

憲法第 34 条の規定により国の文武官に与えられる基本的保障についてルールを定める権限を有する立法府は、一般の利益 (intérêt général) を理由として、1977 年 6 月 29 日のデクレの取消しから生じた事態を規律するために遡及的条項を設けることができる権能を有していた——本件においては、立法府だけがそうであった。それゆえに、立法府は、…

(31) 立法権の行使に際して国会を拘束すると憲法院が判断する規定の総体をいう。レモン・ギリアン、ジャン・ヴァンサン編著 (中村紘一ほか監訳, Termes juridique 研究会訳) 『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012, p.57. (原書名: Raymond Guillian et Jean Vincent, eds., *Lexique des termes juridiques*, 16th edition, Paris: Dalloz, 2007.)

(32) Conseil Constitutionnel, “Déclaration des Droits de l’Homme et du Citoyen de 1789.” <<https://www.conseil-constitutionnel.fr/le-bloc-de-constitutionnalite/declaration-des-droits-de-l-homme-et-du-citoyen-de-1789>> この規定の基礎をなす思想を説いたルソー (J. J. Rousseau) は、『社会契約論』の中で「では、法とは何か。… (中略) …私はすでに個別の対象には一般意思は全くないと述べた。… (中略) …全人民が全人民を規律するとき、それはそれのみを考慮する。何か関係ができるとしても、それはある視点からの総体と別の視点からの同じ総体との間のことであって、いかなる部分というものもない。規律される対象が規律する意思と同じく一般的である。これこそ私が法律と呼ぶものである。」(筆者訳) と述べている。J. J. Rousseau, *Du contrat social ou Principes du droit politique*, Amsterdam: M.M.Rey, 1762, pp.75-77. <<https://catalogue.bnf.fr/ark:/12148/cb32588839b>>

(33) Thierry S. Renoux et Michel de Villiers, *Code constitutionnel*, Éd. 2005, Paris: Litec, 2004, p.27. 同じ編者による 2013 年の第 6 版には同様の記述はない。

(34) Décret n° 77-679 du 29 juin 1977. なお、デクレとは、大統領又は首相によって署名された、一般的又は個別的効力を有する執行的決定をいう。ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注(31), p.140.

(35) 我が国の内閣法制局のような法令審査・法制諮問機関の役割と最高行政裁判所の役割を兼ね備えた行政機関。詳しくは、滝沢正『フランス法 第 5 版』三省堂, 2018, pp.200-206.

(36) Loi n° 80-573 du 25 juillet 1980 portant validation d’actes administratifs.

(37) フランス 1958 年憲法第 61 条第 2 項参照。なお、(b) 及び (c) の判決も、同様の手続による。

(38) Cons. const., 22 juill. 1980, déc. n° 80-119 DC; 福岡英明「法律による追認」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』信山社出版, 2002, pp.312-317.

(中略) …デクレ及びそれに基づきとられた行政立法行為又はそれ以外の行政行為を有効化したのである⁽³⁹⁾。

(b) 国有化法判決 (1982年1月16日)

国有化の対象となる会社を具体的に指定した法律⁽⁴⁰⁾の規定について、憲法院は、1789年人権宣言第17条で保障されている私有財産の自由及び企業活動の自由を、当該法律が侵害する程度は無視してよいと判断した上で、「個別の会社と結びつくという国有化法の特性を考慮すれば、その適用対象とならない他の会社の状況と比較することにより平等原則の問題が惹起する可能性は阻まれている。」と指摘した⁽⁴¹⁾。

(c) 社会秩序法判決 (1985年7月24日)

(a) に類似するが、特定の高等教育機関及び研究施設における講師採用に関し、デクレにより設置された暫定大学高等評議会 (Conseil supérieur provisoire des universités) などの助言、指名、提案に基づいて行われた具体的な決定について、当該デクレの違法性が争われている間は当該決定を有効だとする法律⁽⁴²⁾の合憲性が争われた。憲法院は、おおむね (a) と同様の理由を述べて合憲であると判示した⁽⁴³⁾。

(ii) フランスにおける法律の一般性に関する評価

上で述べた判例の動向などを踏まえ、フランスにおける法律の一般性について、次のような有力な考え方が⁽⁴⁴⁾。

- ① ア) 立法府の権威を正当化するためのプープル (人民) / ナシオン (国民)⁽⁴⁵⁾ という抽象化された概念、イ) 命令的委任⁽⁴⁶⁾の禁止、及びウ) 特定の利益又は派閥的な利益が抽象化されるように概念的、制度的に仕組まれた議会での自由な討議によって、立法権の行使は自然に一般的であるようにと仕向けられる傾向にある。
- ② とはいえ、①ア) ~ウ) と、国会議員に受け入れられている法律の一般性との結びつきは偶然にすぎず、法律の一般性はどんな場合でも司法的に強制され得るものではない。
- ③ つまり、一般法は、立法審議における標準成果物 (default outcome) として理解されている。しかし、そのことは、常にそれが唯一の生産物であることを要しない。

⁽³⁹⁾ 引用文中のアンダーラインは筆者が付したものである。

⁽⁴⁰⁾ Loi de nationalisation. (国有化法) 1981年12月18日国会通過。

⁽⁴¹⁾ Cons. const., 16 janv. 1982, déc. n° 81-132 DC; 田村理「国有化法違憲判決—財産権の憲法的保障とその制約—」フランス憲法判例研究会編 前掲注38, pp.189-194. この判決で、憲法院は、別の理由から国有化法自体は違憲と判断している。

⁽⁴²⁾ Loi n° 85-772 du 25 juillet 1985 portant diverses dispositions d'ordre social.

⁽⁴³⁾ Cons. const., 24 juill. 1985, déc. n° 85-192 DC.

⁽⁴⁴⁾ Dimitris Tsarapatsanis, "Representative Legislatures, Grammers of Political Representation, and the Generality of Statutes," *Ratio Juris*, Vol.31 No.4, December 2018, pp.452-453.

⁽⁴⁵⁾ ヨーク大学ロースクール講師のデイミトリス・ツアラパツァニス (Dimitris Tsarapatsanis) は、かつてカレ・ド・マルベル (Raymond Carré de Malberg) が「ナシオン」と「プープル」が主権概念の相違をもたらす2つの異なる種類の総体を指すという影響力のある主張をしたが、現在の通説はフランス革命期においてこれらの言葉はいいかげんに混同して用いられていたとする。 *ibid.*, p.449.

⁽⁴⁶⁾ 議員はその選挙区の選挙人から委任を受けるので、選挙人の指令に従わねばならず、また、選挙人によって罷免され得るという考え方。ギリアン・ヴァンサン編著 前掲注31, p.269 (Mandat impératif). 1958年憲法第27条第1項によって、命令的委任は一切無効とされる。

(3) アメリカ

(i) 連邦レベル

アメリカ合衆国憲法は、法律の一般性に関する明文の規定を有しない。それどころか、連邦議会は、個別法律（private law. 公益のためではなく特定の個人や団体の利益保護を目的とする法律⁽⁴⁷⁾）を制定する権限を有すると解されている。個別法律は、一般法律（public law）とは異なる立法手続を経て成立する⁽⁴⁸⁾。

ただ、一般法律だからといって、個人の救済を図る内容を含めることができないわけではない。事実、連邦議会は、永続的植物状態にある1人の女性の生命維持装置の再装着を審理する裁判管轄権を連邦裁判所に付与する法律を一般法律として成立させたことがある⁽⁴⁹⁾。

なお、連邦最高裁判所は、その判決で、法律は一般的に適用されるものでなければならぬとする仮定に立った立論を退けている⁽⁵⁰⁾。

(ii) 州レベル

(a) カリフォルニア州

これに対し、州レベルでは、憲法に法律の一般性に関する明文の規定を有するものがある。例えば、カリフォルニア州憲法（以下この目において「州憲法」という。）第4条第16節(b)項は、次のように定める⁽⁵¹⁾。

一般制定法（a general statute）を適用することができるときは、いかなる場合にも、地域的制定法又は特別制定法（a local or special statute）は無効である⁽⁵²⁾。

カリフォルニア州議会が、地方海岸計画（local coastal program）を策定し施行する義務を履行しようとしなない市のうち、マリブ市のみに係る地方海岸計画を策定し施行する権限を、同州海岸委員会に与えた法律の効力が争われた事件で、カリフォルニア州控訴裁判所は2004年、州憲法第4条第16節(b)項の規定の意味について、次のように判示した⁽⁵³⁾。

- ① ある法律が一般制定法か特別制定法かは、特別な取扱いのために一般的な集団からあるメンバーを抽出するときに使われる分類基準の合理性にかかっている。地方海岸計画が施行さ

(47) 御幸 前掲注(2), p.360.

(48) 同上, pp.363-367.

(49) 井樋三枝子「テリ・シャイボ事件において制定された2つの法律をめぐる問題点」『外国の立法』225号, 2005.8, p.171, 注(40). <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000396_po_022512.pdf?contentNo=1>

(50) Bank Markazi v. Peterson, 136 S. Ct. 1310 (2016); Patchak v. Zinke, 138 S. Ct. 897 (2018). ただし、ロバーツ（John G. Roberts）連邦最高裁判所長官らは、後者の判決に対する反対意見の中で、「〔合衆国〕憲法の権力分立は、『立法府は一個人に対して本質的な権利剥奪を一方向的に押し付けるべきではないという配慮』を反映させたものである。憲法起草者たちは、この脅威を、『私権剥奪法禁止条項（合衆国憲法第1条第9節第3項）のような特別規定』及び司法府のみに司法権を『全て配分すること』の両方で防いだのだ。マーシャル（John Marshall）元長官が書いたように、憲法は明快な権威の分立を創造した。立法府は『社会を統治する機構のために一般的なルールを規定する』権力を行使するが、『それらのルールを社会の中の個人に適用すること』は司法府の『責務』なのだ。」と述べ、法律の一般性原理を重んじる見解を明らかにしている。

(51) Lon L. Fuller, *The morality of law* (Storrs lectures on jurisprudence), New Haven: Yale University Press, 1964, p.47, note 4.

(52) California Constitution Article IV Legislative SEC. 16. <https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/codes_displaySection.xhtml?lawCode=CONS§ionNum=SEC.%2016.&article=IV>

(53) City of Malibu v. California Coastal Com., 121 Cal. App. 4th 989 (2004). この判決を不服としたマリブ市はカリフォルニア州最高裁判所に上告したが、棄却されている。City of Malibu v. California Coastal Com., 2004 Cal. LEXIS 11380.

れていない市の中からマリブが選ばれたのは、州が問題を漸進的に解決するために最悪の侵害者から規制を始める権能を与えられているからである。議会の行為は妥当である。

- ② 州憲法第4条第16節(b)項の「一般制定法を適用することができる」とあるか否かは、州議会が各地方団体を対象とする類似の法律を制定することができると考えられるか否かという問題ではない。むしろ、特別制定法制定の目的と当該特別制定法の対象となる一つの自治体の選定との間に合理的関係があるか否かにかかっている。この合理的関係がある場合には議会の決定は大変重みがあって、その決定が恣意的でおよそ事実上又は法律上の根拠を欠く場合でなければ覆されない。

(b) ニューヨーク州

長らく法律の一般性に関する明文の規定⁽⁵⁴⁾を有しているニューヨーク州憲法について、同州の最高裁判所は1944年の判決の中で、次のように回顧した。

何が地域的制定法又は特別制定法であるかは、ずいぶん早くから、事件を担当した裁判官の悩みの種となる定義問題となった。様々なアプローチがなされた。これに内在する困難さはあらゆる面で認められる。…(中略)…だから要するに、13項目において立法府が地域的制定法又は個別法律を制定することを妨げることを意図した州憲法の1874年の修正条項は、まったく立法府を制約していなかったのだ。法文上、ある事物の集合(a class of things)に適用可能であれば、たとえそのような集合が存在せず、ただ一つの事物しかない場合であっても、その法律は維持されるのだ。過去の判決はそろって一つの方向性を指し示している。それは、州憲法の制約があまりにも一般的で、立法府に何の制約も課していないとみなされたということだ⁽⁵⁵⁾。

(4) 小括

以上述べてきたように、法律の一般性に関する外国憲法の規定ぶりは様々である。また、これらの規定の背景となる法律の一般性の考え方が支持された経緯についても、様々な説明が見受けられる⁽⁵⁶⁾。

一方で、憲法の明文規定で法律の一般性を定めている国(又は州)においても、裁判所が積

⁽⁵⁴⁾ Stapleton v. Pinckney, 50 N.Y.S.2d. 409 (1944)によれば、1846年制定のニューヨーク州憲法は、地域的制定法又は個別法律について、一つの主題のみを取り扱い、その主題を法律の題名中に表現することを求めていた。1874年の憲法修正条項でこのルールは変更され、列挙された項目に関し立法府が地域的制定法又は個別法律を制定することを禁じた。現行のニューヨーク州憲法第3条第17節は、高速道路の計画、鉄道の敷設、免税措置など14項目に関し個別法律又は地域的制定法の制定を禁じている。Constitution of the State of New York. <<https://www.nysenate.gov/new-york-state-constitution>>

⁽⁵⁵⁾ Stapleton v. Pinckney, 50 N.Y.S.2d. 409 (1944).

⁽⁵⁶⁾ 法律の一般性の「源流」となる三つの異なる見解として、①ルソー『社会契約論』にみられる主張、②ドイツ公法学における議論及び③アングロサクソンの「法の支配」の考え方が挙げられている(芹沢ほか編 前掲注(7), p.304. (石川執筆))。なお、ペンシルバニア大学ロースクール准教授のマギー・ブラックホーク(Maggie Blackhawk)による別の視点からの考察もある。それによれば、アメリカでは合衆国建国時、法律の一般性は州レベルでは気にも留められていなかった。ところが19世紀半ば、北部の州では交通インフラ整備のため、南部の州では奴隷制プランテーション維持のため、それぞれ多額の公債を発行した挙げ句、多くの州が財政危機に瀕した(フロリダ州はこのとき債務不履行(デフォルト)に陥った)。これを解決するには州政府の汚職体質を正さなければならないとして、1851年のインディアナ州を皮切りに、州憲法に特別制定法及び地域的制定法を禁止する旨の修正が続々と行われたという。Maggie Blackhawk, "Equity outside the courts," *Columbia Law Review*, Vol.120 No.8, December 2020, pp.2079-2080.

極的に当該規定のみを根拠として法律を違憲無効としている事例は、調べた限りでは見当たらなかった。むしろ、一般性を欠くとの疑いがある法律について、各国の裁判所において違憲ではないとする論理が展開されている例が多数見受けられた。

3 法律の一般性原理に関する我が国の議論の状況

(1) 判例

我が国において、日本国憲法の下で法律の一般性について裁判所で争われた事例として著名なものとしては、学校法人紛争の調停等に関する法律（昭和37年法律第70号。以下「調停法」という。）⁽⁵⁷⁾が挙げられる。この事例では、文部大臣が、調停法に基づき、学校法人名城大学理事長（以下「理事長」という。）を紛争当事者として調停手続開始の決定をしたところ、理事長が当該決定の無効確認を求めて出訴した。

裁判で理事長は、調停法を制定する動機が名城大学における紛争にあることが国会審議で明らかになった⁽⁵⁸⁾ことから、「調停法は、その成立の際に国会の議員団と被告との間に、同法は名城大学の紛争を解決するためにのみ適用されるべき旨の秘密の約束がなされているが、このように一つの事件のみの解決に資するものは行政措置であつて憲法で認められた『法律』ではないから、この点でも調停法は違憲である。」と主張した。これに対し、裁判所は、「かりに調停法の立法の過程において被告と国会の議員団との間に原告主張のような約束があつたとしても、調停法はその約束のような学校法人名城大学の紛争という単一の事件のみを規律する法律として成立したものでないことは法文上明白であるから、調停法がそのような法律であることを前提とする原告の主張は理由がないことが明らかである。」として違憲ではないと判示した⁽⁵⁹⁾。

(2) 国会答弁

法律の一般性原理に言及する政府の国会答弁は、日本国憲法下で一つだけある。民事法律扶助法（平成12年法律第55号。以下「扶助法」という。）⁽⁶⁰⁾の国会審議において、法案中全国に一を限って民事法律扶助事業を行う者として公益法人を指定する旨の規定（5条1項）に関し、

⁽⁵⁷⁾ 調停法は2年間の限時法であり、昭和39年5月1日に失効している。なお、調停法附則4項参照。調停法の制定時の法文については、次のリンクを参照。<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/04019620404070.htm>

⁽⁵⁸⁾ 第40回国会衆議院文教委員会議録第13号 昭和37年3月14日 p.1. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=104005077X01319620314&page=1&spkNum=0¤t=-1>>; 第40回国会参議院文教委員会議録第10号 昭和37年3月27日 p.1. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=104015077X01019620327&page=1&spkNum=0¤t=1>>

⁽⁵⁹⁾ 東京地方裁判所判決昭和38年11月12日 行政事件裁判例集14巻11号2024頁。この判決の論理は、ライン製鉄事件判決（I2(1)(ii)(a)）に類似している。なお、調停法についてはその後、調停法の規定に基づき役員を解かれた理事長が、今度は解職処分の無効確認を求めて出訴した。理事長は裁判で、調停法が「学校法人名城大学の紛争にのみ適用する旨の黙約のもとに制定された特殊立法であつて、このように単一の事件の解決のみに資するものは憲法で認められた法律とはいえないから、無効である。」と再び主張した。これに対し、裁判所は、調停法制定の経緯や国会審議における政府答弁を「合わせ考えれば、本件調停法は主として学校法人名城大学の紛争に適用することを意図して制定されたものということができよう。」と認めながらも、「その法文を見れば明らかのように、本件調停法は、必ずしも学校法人名城大学の紛争にのみ適用することを当然の前提としているものではなく、ひろく学校法人紛争に適用することができる形で制定されているのであつて、この点において原告の主張は前提を欠き理由がないといわなければならない。」と、昭和38年の判決と同様の理由で、違憲の主張を退けた（東京地方裁判所判決昭和48年7月25日 行政事件裁判例集24巻6・7号626頁）。

⁽⁶⁰⁾ 扶助法は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）附則6条により廃止された。扶助法の制定時の法文については、次のリンクを参照。<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/h147055.htm>

具体的に想定している法人について質問された山本有二法務政務次官（当時）は、次のように答弁した。

委員が御指摘になられましたとおり、法律案に特定の団体を盛り込むことは法の一般性から見て困難であるという先生の御意見のとおりでございまして、現在、指定法人にふさわしい経験あるいは実績、そして均てん化、すなわち全国津々浦々、今過不足がございませぬこの法律扶助のサービスについてうまく統一的にできる団体といたしましては、予想される限りでは法律扶助協会以外にはないというように考えております⁽⁶¹⁾。

もし、法律に特定の団体を盛り込めないとした場合、一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関する法律（昭和 28 年法律第 200 号）など既存の特定団体を法律の題名に盛り込んだ法律が存在することとの整合性が問題となる⁽⁶²⁾。またこれとは別に、いわゆる指定法人制度は、特別の法律に基づき特定の業務を行うものとして行政庁が公益法人等を指定するものであって⁽⁶³⁾、当該行政庁に指定された公益法人等は他の公益法人等とは異なり、公権力の行使又はそれに匹敵する行為を行うことができる⁽⁶⁴⁾点にも留意が必要である。

(3) 学説

1(2)(iii) で述べたように、法律の一般性について明文の規定を有しない日本国憲法下において、法律の一般性原理を立法行為の不文の限界として位置付けるか否かについては、積極的見解と、消極的見解の二つに大きく分かれる。そして、前者の中には、a) 法律の一般性原理の例外を認めず、一般性を欠く法律を直ちに違憲無効とする考え方⁽⁶⁵⁾と、b) 例外的に合憲となる余地を認める考え方⁽⁶⁶⁾がある一方で、後者も、法律の一般性原理を全く捨象してよいと

(61) 第 147 回国会衆議院法務委員会議録第 4 号 平成 12 年 3 月 21 日 p.2. <<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114705206X00420000321>> なお、引用文中のアンダーラインは筆者が付したものである。

(62) 更に言えば、各府省庁の設置法、各独立行政法人に関する個別法（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 1 条）等の組織法も「特定の団体を盛り込む」法律であると考えられる。現に、こうした組織法の一般性（狭義）を否定する見解もある（御幸 前掲注(2), p.352）。これに対し、「組織内部法」は一般性（狭義）の関心対象から除外すべきであるとする見解（大石和彦『個別法律の問題』の問題性』『白鷗法学』13 卷 1 号, 2006.5, pp.182-186）や、法律の一般性（狭義）は行政組織法制には直接には当てはまらないとする見解（毛利透「法律の概念、個別的法律」曾我部真裕ほか編『憲法論点教室 第 2 版』日本評論社, 2020, pp.178-179）がある。なお、長谷部編 前掲注(5), pp.487-489（宍戸執筆）も参照のこと。

(63) 宇賀克也『行政法概説 3—行政組織法 / 公務員法 / 公物法— 第 5 版』有斐閣, 2019, p.309.

(64) 同上, p.308 では、指定法人の類型として、ア) 行政事務代行型、イ) 行政事務補助型、及びウ) 民間活動助成型の 3 類型を挙げている。

(65) 「法律＝一般的規範と考える見解は、…（中略）…『法律は一般的規範でなければならぬ』とすることによって『立法専制に対する防壁』（C・シュミット）を設けようとしたはずであった。今日、人権のねらい打ち的侵害に対して『法律の一般性』が果たすであろう役割を無視してよい状況ではないであろう。それだけでなく、積極国家化の傾向そのものに伴う現象として、政治過程が『給付』＝利益配分による票田培養を中心にごく中で、個別的法律への誘惑が深まっていることも、無視できない。」と指摘する立場（樋口陽一『憲法 第 4 版』勁草書房, 2021, p.350）や、「法の一般性・抽象性・普遍妥当性とは、…（中略）…法が強制を加えようとするときには、適用される相手方（受範者）が事前に特定可能でないこと、特定の集団または個人を益する（害する）目的を有しないこと、をいう。これは、『立法権も法の支配に服すべし』という命題の言い換えでもある。…（中略）…個別立法が〔憲法〕41 条上許されないことの解答は、『それは、性質上、行政行為であって立法ではない』という点にあるのではなく、『そのような法制定は、法の支配に反する』といわなければならない」と主張する立場（阪本昌成『憲法理論 I 補訂第 3 版』成文堂, 2000, pp.276-277.〔〕内は筆者補記）がある。

(66) 芦部 前掲注(6), pp.306-307 は、「権力分立の核心が侵され議会・政府の憲法上の関係が決定的に破壊されることなく、また、社会国家にふさわしい実質的・合理的な取扱いの違いを設定する趣旨であれば、権力分立ないし

するのではなく、立法準則としての価値は認めているようである⁽⁶⁷⁾。

II いわゆる「処分的法律」について

1 法律の一般性の判断基準

法律の一般性原理を、憲法上立法行為の限界を画する基準として用いるにしても、あるいは立法準則にとどまるものとして認めるにしても、「一般性を欠く法律とはどういうものか」が問題となる。仮に、先に述べた法律の一般性の意義 (II(1)) を打ち消す形で整理すると、①その受範者が「不特定多数」でない法律又は②その対象となる場合若しくは事件が「不特定多数」でない法律が、一般性原理に反するものとなりそうである⁽⁶⁸⁾。ところが、この点に関する我が国の学説を眺めると、ア) ①又は②のいずれかに該当すれば法律の一般性原理に反するといえとする考え方のほかに、イ) ①及び②の双方に該当しなければ法律の一般性原理に反するといえないとする考え方がみられる⁽⁶⁹⁾。

法律の一般性 (広義) を欠く

- ①一般性 (狭義) を欠く：受範者が特定少数であること。
- ②抽象性を欠く：対象となる場合又は事件が特定少数であること。

また、②を独立の要素と考えることなく、ウ) (①-1) 明白な個別対象の法律及び (①-2) 適用対象を過去の事実によって限定し、論理的に特定の対象への適用しか想定できない法律であれば一般性違反を主張できるとする論者もいる⁽⁷⁰⁾。いずれにせよ、「不特定 (一般) か特定 (個別) か」又は「多数か少数か」は程度問題であり、ゆえに法律の一般性も相対的な概念にならざるを得ない⁽⁷¹⁾。

平等原則にただちに違反すると見ることはできない、とドイツの通説・判例は解している。わが国にも、同様の有力説がある。」とする。その他「特定の間人や団体のみに適用されることを前提とする、いわゆる措置法 (Maßnahmegesetz) あるいは処分的法律は、平等原則とともに権力分立にも反する疑いがある。… (中略) …現憲法はかならずしも厳格な権力分立の原則をとっておらず、また、福祉国家原理が機械的平等の修正を要求しているとするれば、実質的平等に反しない限り措置法も憲法の許容するところとみられよう。」(長谷部 前掲注(8), p.332) とする見解もある。

⁽⁶⁷⁾ 「確かに、法は一般的でなければならない。それが、法の支配の基本的な要請である。しかし、それが立法の内在的な本質かどうかは、別問題である。… (中略) …立法の定義としては一般性を含めることなく、特定個人や団体についても法律を定めることは何ら妨げられないが、ただ私権剥奪法は司法権の篡奪となるため権力分立原則の点で許されないと考えれば足りるように思われる。」(松井茂記『日本国憲法 第3版』有斐閣, 2007, p.160) や「憲法の最初の『執行』は法律により行われるが、この場合の法律は、通常、一般的・抽象的規範として定立される。それに従って行政が行われることにより、予測可能性が担保されるのである。しかし、重要なのは、憲法の始原的執行が法律により独占されることであり、その法律が一般的・抽象的という性質をもつことが憲法上要請されているわけではない。法律の形式で個別具体的な事項を定めることも禁止されるわけではないのである。」(高橋和之『立憲主義と日本国憲法 第5版』有斐閣, 2020, p.388) との見解がある。なお、高見 前掲注(3), p.11; 御幸 前掲注(2), p.354.

⁽⁶⁸⁾ 「不特定」と「多数」は区別し得る概念であるところ、この「不特定多数」が「不特定又は多数」を意味するのか「不特定かつ多数」を意味するのか必ずしも明らかでない、とする指摘がある。御幸 前掲注(2), p.349.

⁽⁶⁹⁾ ア) の考え方に立つと思われるものとして、初宿正典「法律の一般性と個別的法律の問題—いわゆるオウム規制法の制定を契機として—」『法学論叢』146巻5・6号, 2000.3, p.29. イ) の考え方に立つと思われるものとして、御幸 前掲注(2), p.350.

⁽⁷⁰⁾ 毛利 前掲注(62), p.178.

⁽⁷¹⁾ 木下智史・只野雅人編『新・コンメンタール憲法 第2版』日本評論社, 2019, p.446. (只野執筆)

2 処分的法律と法律の一般性原理の「神話化」

さらに、法律の一般性に関しては、上述の点に加え、我が国の現状に照らして根本から再検討をする必要があるとの意見がみられるようになった。すなわち、ア) 各種の事業法のように現実の行政法規の多数は規律対象を特定の者に限っているとの指摘⁽⁷²⁾や、イ) 法律の一般性を欠くような法律の顕在化、すなわち「特例法の増加」という現象が生じているとした上で、このような法律の妥当性を法律の一般性との関係で問い直さなければならないとする主張⁽⁷³⁾などがそれである。

このような中、我が国にも「処分的法律」と目される法律の存在が認められ、法律の一般性は今日では単なる「神話」にすぎないとする考え方が現れた⁽⁷⁴⁾。処分的法律とは、先述のとおり (I2(1)(ii)(a)) ドイツにおける概念で「具体的事実関係に向けられた法律」をいう。それは、特定の状況から発生した特定の立法目的があり、その立法目的が、それを達成するための手段より優先されるという特質を有する⁽⁷⁵⁾。したがって、処分的法律は「立法の動機、内容および通用のいずれにおいても、具体的状況に拘束されたものである。…(中略)…処分的法律が定立された後、数年を経ずして、その存在すら忘れ去られてしまうことも稀ではないのである。」⁽⁷⁶⁾。

ドイツでは、処分的法律は法規法律 (Rechtsgesetz: 実体的な法規範・権利内容が規定された法律で、特定の法的制度を創設・改廃し、又は共同生活の特定領域を高権的な法規制の下に置くもの) と対置される概念である⁽⁷⁷⁾。アウグスブルク大学公法学教授のグレゴール・キルヒホフ (Gregor Kirchhof) は、両者の関係について、「処分的法律は世俗的な (profan) 目的のための手段であるが、それに反して法規法律は法と正義に奉仕するものだ。しかしながら、法と正義という概念のあいまいさゆえに、両者の区別はすでに判然としなくなっている。」⁽⁷⁸⁾と指摘している。

3 個別の差押禁止措置に関する規定と処分的法律

法律の一般性との関連では、処分的法律について、次のような指摘がなされている⁽⁷⁹⁾。

- ① 特定の受範者又は具体的な事案に適用される法律 (個別法律) は、全て処分的法律である。
- ② しかし、個別法律以外の、「アクチュアルな典型的グループないし状況をその規制対象とする」一般的な性格を帯びたものが、処分的法律の多くを占める。

そこで以下では、処分的法律のイメージを明らかにするために、我が国の現行法における個別の差押禁止措置に関する規定を例にして眺めていくこととする。

(1) 差押禁止に関する原則と特例

差押えとは、特定の有体物又は権利について、私人による事実上又は法律上の処分を国家権

(72) 長谷部編 前掲注(5), p.488. (宍戸執筆)

(73) 橘幸信「『実践的立法学』の構築に向けて—法律 (案) のつくり方・つくり方—」『北大法学論集』54 卷 1 号, 2003.4, pp.188-190.

(74) 高見 前掲注(3), pp.9-11.

(75) G. Kirchhof, *op.cit.*(2), p.158, Anm. 360.

(76) 高見 前掲注(3), p.9.

(77) 同上, p.9.

(78) G. Kirchhof, *op.cit.*(2), p.158, Anm. 360.

(79) 高見 前掲注(3), p.9.

力が禁ずる行為である⁽⁸⁰⁾。このうち本稿では、①強制執行（金銭の支払を目的とする債権についてのものに限る。）の着手としての差押え及び②国税滞納処分の着手としての差押えを取り上げる。その根拠となる一般法としては、それぞれ民事執行法（昭和54年法律第4号）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）がある。

①及び②の差押えの対象となるのは、それぞれ債務者の責任財産⁽⁸¹⁾及び滞納者に属する総財産⁽⁸²⁾である。その一方で、一般法は「特殊な法政策的理由から」⁽⁸³⁾又は「最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等種々の理由から」⁽⁸⁴⁾差押えが禁止される財産を規定している（民事執行法131条、152条、国税徴収法75条～78条）。

しかし、これら以外の法律においても、個別に①又は②の差押えを禁ずる措置を講ずる例は多数ある。このうち、財団抵当関係法律等により差押えが禁じられる不動産、物権等⁽⁸⁵⁾を除き、債権又は金銭若しくは記名国債に係る個別の差押禁止措置を挙げると、本稿末尾の別表のようになる。

(2) 個別の差押禁止措置の動向

別表からは、大まかに次の三つの点が見て取れよう（以下次章までの記述において「No.--」とあるのは、別表中法律を特定するために付した番号を指す。）。

- ① 個別の差押禁止措置は、特定の法的制度を創設する法律の中に組み込まれているものがある（No.2 健康保険法、No.16 自動車損害賠償保障法など）⁽⁸⁶⁾一方で、特定の具体的事実関係に向けられた法律、すなわち処分的法律と目されるような法律（No.67 石綿による健康被害の救済に関する法律、No.71 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律など）にも存在する。
- ② 個別の差押禁止措置を定める処分的法律のうち、特定の個人又は事件に関連するものとしては、ア）先の大戦により生じた種々の苦難に直面した者に対する給付等に関するもの（No.12 戦傷病者戦没者遺族等援護法、No.29 联合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律など）が多く、次いで、イ）特異な災害、犯罪行為等による損害を被った者に対する給付等に関するもの（No.60 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律、No.81 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律など）、

⁽⁸⁰⁾ 法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典 第5版』有斐閣、2020、p.464。

⁽⁸¹⁾ 執行債務者に属する総財産（金銭又は金銭的価値のある物又は権利）をいう。中野貞一郎・下村正明『民事執行法 改訂版』青林書院、2021、p.287。

⁽⁸²⁾ 原則として、金銭化することが可能な限り、全て差押えの目的となり得る。吉国二郎ほか編『国税徴収法精解 平成30年改訂』大蔵財務協会、2018、p.593。

⁽⁸³⁾ 中野・下村 前掲注⁽⁸¹⁾、p.288。

⁽⁸⁴⁾ 吉国ほか編 前掲注⁽⁸²⁾、p.593。

⁽⁸⁵⁾ ①鉄道抵当法（明治38年法律第53号）に規定する鉄道財団、②明治42年法律第28号（軌道ノ抵当ニ関スル法律）に規定する軌道財団及び③運河法（大正2年法律第16号）に規定する運河財団並びに④工場抵当法（明治38年法律第54号）に規定する工場財団、⑤鉱業抵当法（明治38年法律第55号）に規定する鉱業財団、⑥漁業財団抵当法（大正14年法律第9号）に規定する漁業財団、⑦港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）に規定する港湾運送事業財団、⑧道路交通事業抵当法（昭和27年法律第204号）に規定する道路交通事業財団及び⑨観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号）に規定する観光施設財団を構成する個々の財産並びに⑩宗教法法人（昭和26年法律第126号）83条に規定する礼拝用建物及びその敷地（その旨の登記がなされたものに限り、かつ、私法上の金銭債権のための強制執行としての差押えのみ禁止される。）をいう。

⁽⁸⁶⁾ 健康保険法（大正11年法律第70号）2条においては「健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものである…（後略）」と、自動車損害賠償保障法1条においては「この法律は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立する…（後略）」とそれぞれ規定されている（アンダーラインは筆者が付したものである。）。

ウ) 国の政策の誤り又は国が関与して行った施策の不備により苦境に陥った者に対する給付等に関するもの (No.57 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律、No.75 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律など)⁽⁸⁷⁾がある。

- ③ 個別の差押禁止措置を定める法律は最近議員立法によるものが増え、21世紀に入って以降(平成13年以降)の新規制定法に限ってみると、個別の差押禁止措置を定める法律全体の半分以上を議員立法が占めている⁽⁸⁸⁾。特に、その題名に「差押禁止」という文言を掲げる法律が平成23年以降9件制定され⁽⁸⁹⁾、これらはいずれも議員立法である。

Ⅲ 自然災害義援金差押禁止法の制定

前章の末尾で触れた9件の法律には、他の個別の差押禁止措置を定める法律とは異なる特徴が二つある。すなわち、これらは全て、①ア) 自然災害に起因し、自発的に抛出された金銭を原資とする義援金の交付を受ける権利等又はイ) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み予算措置により支給される給付金の交付を受ける権利等に係る差押禁止措置を主たる内容とするもの⁽⁹⁰⁾であり、②①ア) の義援金及びイ) の給付金の支給根拠が当該法律で規定されていないという点である。

以下では、①ア) に関する一般法 (No.102) 制定の経緯及び背景並びに内容の概要について見てみる。

1 背景—個別の災害に関連する義援金差押禁止法の相次ぐ制定—

東日本大震災は広範囲にわたって甚大な被害をもたらしたが、その中でも深刻だったものの一つにいわゆる二重ローン被害(二重債務問題)⁽⁹¹⁾があった。被災者の多くが二重ローン被害

⁽⁸⁷⁾ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)前文においては「我が国においては、…(中略)…ハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく『らい予防法の廃止に関する法律』が施行されたのは平成八年であった。我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする…(後略)」と、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)1条においては「この法律は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業における被保険者等に関する年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性及びこれらの問題に緊急に対処する必要性にかんがみ…(中略)…適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、その現在価値に見合う額となるようにするための加算金の支給に関し必要な事項を定めるものとする」とそれぞれ規定されている。

⁽⁸⁸⁾ 全47件中24件(2021年11月1日現在)。

⁽⁸⁹⁾ No.82, No.89, No.92, No.95, No.97, No.99, No.100, No.101及びNo.102。

⁽⁹⁰⁾ 個別の差押禁止措置の受範者は、厳密に言えば当該措置による保護対象者(債務者又は滞納者)に係る債権者、執行官、徴税職員等であって、保護対象者自身ではない。ただし、当該措置は、差押禁止対象となる権利等の譲渡及び担保供与を禁じる措置とセットで講ぜられることが多く、この場合の譲渡及び担保供与の禁止の受範者は保護対象者である。このとき、個別の差押禁止措置を定める法律が、具体的事件に係る保護対象者又は受範者を個別具体的に特定しているために当該法律が一般性(狭義)を失うといえるかどうかについては、なお慎重な検討を要する。

⁽⁹¹⁾ 被災者が復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の問題をいう。「二重債務問題への対応方針」(2011年6月17日二重債務問題に関する関係閣僚会合とりまとめ)内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/siryou/nijusaimu.html>>

で苦しむ中、寄附者の意図に照らして「被災者らの明日への第一歩のために使っていただくべき」⁽⁹²⁾義援金が、「その趣旨に反して、銀行や金融機関、サラ金や高利貸しが被災者に対する債権を回収するために差し押さえて横取りしてしまうことは、私たちの正義に反」⁽⁹³⁾するとの理由から制定されたのが、東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（No.82）である。

次いで、平成 28 年熊本地震の際、「被害の甚大さに鑑み、…（中略）…東日本大震災と同様の措置を講じる必要が」ある⁽⁹⁴⁾との理由から、平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（No.89）が制定された。さらに、1 年おいて平成 30 年に平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（No.92）が、さらにその翌年に令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（No.95）が続いた。No.95 の附則には、義援金の差押えの禁止等の在り方に関する検討条項⁽⁹⁵⁾が設けられた。これは、個別の災害に関連する義援金差押禁止法を制定する方式では、国会閉会中の迅速な対応に懸念があるとともに、立法の対象となる災害の範囲を明確にするべきとの指摘を踏まえたものである⁽⁹⁶⁾。

その後、各党において議論が進められ、災害が起きる都度個別に義援金差押禁止法を制定するのではなく、一般法化を図る方向となった⁽⁹⁷⁾。ただ、令和 2 年 7 月には、豪雨のため、全国の広範な地域において、80 名を超える死者・行方不明者、1 万 6 千棟を超える住家被害などの大きな被害が発生した⁽⁹⁸⁾ため、従前の方式にのっとり、令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（No.100）が制定された⁽⁹⁹⁾。

2 制定の経緯——一般法制定に向けて——

令和 3 年 5 月 20 日、衆議院災害対策特別委員会における自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案起草の件についての議事の中で、金子恭之委員長は、近年、気候変動の影響等により災害が頻発化、激甚化する傾向にあると指摘した。その上で、災害に関連する義援金の差押えの禁止等について、都度の立法措置によるのでは、①特に国会の閉会中の迅速な対応が困難であること、②対象となる災害の範囲が限定的となること、などの懸念が各方面から示さ

92 第 177 回国会参議院災害対策特別委員会会議録第 12 号 平成 23 年 8 月 9 日 p.1. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=117714339X01220110809&page=1&spkNum=0¤t=1>>

93 同上

94 第 190 回国会衆議院災害対策特別委員会会議録第 6 号 平成 28 年 5 月 18 日 p.1. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=119004339X00620160518&page=1&spkNum=0¤t=1>>

95 「差押えの禁止等の対象となる義援金（災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。以下この項において同じ。）の範囲その他の義援金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」（附則 3 項）

96 宇敷崇広「担当者解説 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の概要」『金融法務事情』2170 号、2021.9.25、p.38.

97 同上、pp.38, 40. なお、同趣旨の意見を表明したのものとして、例えば、大阪市会「義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書」（平成 30 年 12 月 12 日可決）<<https://www.city.osaka.lg.jp/shikai/page/0000455434.html>> や日本弁護士連合会「災害を対象とした義援金の差押えを禁止する一般法の制定を求める意見書」（2020 年（令和 2 年）1 月 17 日）<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2020/opinion_200117.pdf> などがある。

98 第 203 回国会衆議院災害対策特別委員会会議録第 5 号 令和 2 年 11 月 20 日 p.1. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=120304339X00520201120&page=1&spkNum=0¤t=-1>>

99 これに関連した意見表明として、日本弁護士連合会「令和 2 年 7 月豪雨災害を対象とした義援金の差押禁止法の制定を求める会長声明」（2020 年（令和 2 年）7 月 15 日）<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2020/200715_2.html> がある。

れてきたと説明し、本案はそのような経緯等を踏まえ、災害関連義援金に係る差押えの禁止等に関する法律を一般法とするものとした⁽¹⁰⁰⁾。

同案は同日、全会一致をもって委員会提出法律案とするに決し、同月 25 日衆議院本会議で全会一致をもって可決された。参議院においては、6 月 2 日災害対策特別委員会で、同月 4 日本会議で、それぞれ全会一致をもって可決、成立した (No.102)。

3 概要

No.102 がこの章で取り上げた他の災害関連義援金差押禁止法 (以下「他の法律」という。) と異なる点は、起因となる災害を、規模や被害の大小を問わず「自然災害」としたことである。すなわち、災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 2 条 1 号に定める「災害」のうち、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象」の部分を引きいて No.102 自身における「自然災害義援金」の定義に取り込んでいる (2 条)⁽¹⁰¹⁾。その余の部分は他の法律と同様であり、①自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利につき譲渡、担保供与及び差押えをすることができないとする (3 条 1 項) とともに、②自然災害義援金として交付を受けた金銭につき差押えをすることができないとする (同条 2 項) ものである。

No.102 は、公布の日 (令和 3 年 6 月 11 日) から施行され (附則 1 項)、同年 1 月 1 日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない (附則 2 項)。

おわりに

以上見てきたように、法律の一般性原理については、学界においては硬軟様々な受け止め方がある中で、それが立法府にとっての現実の制約となっている例を我が国の内外で見つけるまでには至らなかった。一方で、前述の自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の成立は、その立法過程を見ると、個別の事件に係る処分的法律の制定を積み重ねるうちに、一般法制定の必要性が認識され、その実現にこぎ着けたケースであるといえる⁽¹⁰²⁾。今日では単なる「神話」にすぎないとはいえ、法律の一般性が「なお、議会で定立される法規範が『法律』でありうる

(100) 第 204 回国会衆議院災害対策特別委員会議録第 6 号 令和 3 年 5 月 20 日 p.21. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=120404339X00620210520&page=21&spkNum=134¤t=-1>>

(101) 宇敷 前掲注(96), p.40.

(102) 類似の例として、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和 30 年法律第 136 号) がある。昭和 28 年から 30 年にかけて、台風、水害、冷害、凍霜害等による被害を受けた農林漁業者等の経営の安定のため、個別に 7 件の法律を制定して経営資金の融通を行ってきたところ、万一国会が休会中の場合は直ちに立法措置を講ずることができず、被害農林漁業者の経営の安定回復もそれだけ遅れ、ひいては、農林水産業生産力の維持向上にも多大の障害を及ぼすこととなることから、災害発生の都度立法を行う措置の代わりに恒久的な基本立法を行う必要があるとの理由から議員立法により制定された (第 22 回国会衆議院農林水産委員会議録第 37 号 昭和 30 年 7 月 8 日 p.6. <<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=102205007X03719550708&page=6&spkNum=7¤t=-1>>)。ただ、①この法律の適用を受けるためにはまず、対象となる天災が政令により指定されることが必要なこと、②この法律について提案者が恒久立法と述べる一方で、法律の題名があくまで「暫定措置法」とされていることなどから、今回の自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律と同列に扱うべきか検討の要なしとしない。

ための原理ないし必要条件として、立法のあり方を規制する役割を演じている」⁽¹⁰³⁾とすれば、その好例になったとも考えられる。

自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律は、施行後なお日が浅く、その評価は未だ定まっていない。冒頭述べたように少なからぬ意義を有すると思われる同法の評価と、今後の動向が注目される。

(しおた ともあき)

別表 債権又は金銭若しくは記名国債に係る個別の差押禁止措置（令和3年11月1日現在）

| No. | 差押禁止対象 | 根拠規定 | 保護対象となり得る者 ^(注1) |
|-----|--|---|---|
| 1 | 保証金の返還請求権 | 砂防法（明30法29）37条2項 | 保証金を納付した者 |
| 2 | 保険給付を受ける権利 | 健康保険法（大11法70）61条 | 被保険者、その被扶養者等 |
| 3 | ①普通恩給（増加恩給と併給されるものを除く。）及び一時恩給を受ける権利★ ^(注2) ②増加恩給（併給される普通恩給を含む。）、傷病賜金、扶助料又は一時扶助料を受ける権利 | 恩給法（大12法48）11条3項 | 恩給権者又はその遺族若しくは相続人 |
| 4 | 保険給付を受ける権利 | 船員保険法（昭14法73）51条本文 | 被保険者若しくはその被扶養者又は被保険者若しくは被保険者であった者の遺族 |
| 5 | 保険給付を受ける権利 | 労働者災害補償保険法（昭22法50）12条の5第2項本文（昭48法85により新設） | 労働者又はその遺族 |
| 6 | ①小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等を受ける権利 ②児童福祉法による支給金品 | 児童福祉法（昭和22法64）57条の5第2項及び第3項（昭29法26により新設、平12法111及び平17法123により条移動） | 医療費支給認定、通所給付決定及び入所給付決定に係る児童の保護者等 |
| 7 | 失業手当、雇止手当、送還の費用、送還手当又は災害補償を受ける権利等 | 船員法（昭22法100）115条 | 船員又はその被扶養者若しくはその遺族 |
| 8 | 給付を受ける権利 | 予防接種法（昭23法68）20条（昭51法69により新設、平25法8により条移動） | 疾病、障害又は死亡が定期的予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した者等 |
| 9 | 補償の請求権及び補償払渡の請求権 | 刑事補償法（昭25法1）22条 | 無罪の裁判を受けた者であって、①未決の抑留若しくは拘禁を受けたもの又は②既に刑の執行等を受けたもの |
| 10 | ①既に給与を受けた保護金品又は進学準備給付金 ②①を受ける権利 | 生活保護法（昭25法144）58条 | 被保護者 |
| 11 | 給付を受ける権利 | 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭25法256）16条の2第1項（昭29法204により新設） | 旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合及び外地関係共済組合並びに日本製鉄八幡共済組合に係る年金受給者 |
| 12 | ①障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利 ②弔慰金として交付される記名国債 | 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭27法127）47条 | 軍人軍属であった者若しくは準軍属であった者又は軍人軍属若しくは軍人軍属であった者の遺族若しくは準軍属若しくは準軍属であった者の遺族 |

⁽¹⁰³⁾ 高見 前掲注(3), p.11.

| | | | |
|----|--|--|---|
| 13 | 給付を受ける権利 | ㊦警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭27法245）10条本文 | 警察官の職務に協力援助した者又はその遺族 |
| 14 | 援護を受ける権利 | 未帰還者留守家族等援護法（昭28法161）31条 | 未帰還者の留守家族 |
| 15 | 保険給付を受ける権利 | 厚生年金保険法（昭29法115）41条1項本文 | 被保険者又はその遺族 |
| 16 | 損害賠償額の支払請求権及び仮渡金の支払請求権並びに損害のてん補請求権 | 自動車損害賠償保障法（昭30法97）18条、74条 | 自動車の運行によって生命又は身体を害された者 |
| 17 | 消防団員等公務災害補償を受ける権利 | 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭31法107）55条1項本文（昭47法94により新設、平8法88により条移動） | 非常勤消防団員及び消防作業従事者、救急業務協力者、非常勤の水防団長又は水防団員及び水防従事者並びに応急措置従事者 |
| 18 | ①引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利★ ②①の給付金として交付される記名国債★ | 引揚者給付金等支給法（昭32法109）20条 | 引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族 |
| 19 | 給付を受ける権利 | 農林漁業団体職員共済組合法（昭33法99）33条1項 | 農林漁業団体職員共済組合の組合員若しくはその被扶養者又は組合員若しくは組合員であった者の遺族 |
| 20 | 給付を受ける権利 | 証人等の被害についての給付に関する法律（昭33法109）10条本文 | 被害者その他の者 |
| 21 | ①退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利★ ②①以外の給付を受ける権利 | 国家公務員共済組合法（昭33法128）48条 | 国家公務員共済組合の組合員若しくはその被扶養者又は組合員若しくは組合員であった者の遺族 |
| 22 | 保険給付を受ける権利 | 国民健康保険法（昭33法192）67条 | 被保険者 |
| 23 | 弔意料の支給を受ける権利 | ㊦未帰還者に関する特別措置法（昭34法7）11条 | 戦時死亡宣告を受けた未帰還者の遺族 |
| 24 | 給付を受ける権利 | 国民年金法（昭34法141）24条本文 | 被保険者若しくは被保険者であった者又は被保険者若しくは被保険者であった者の遺族 |
| 25 | 退職金等の支給を受ける権利 | 中小企業退職金共済法（昭34法160）20条本文 | 被共済者又はその遺族 |
| 26 | 転換手当の支払を受ける権利 | じん肺法（昭35法30）37条 | 常時粉じん作業に従事しなくなった労働者 |
| 27 | 責任保険契約の保険金請求権 ^(注3) | 原子力損害の賠償に関する法律（昭36法147）9条3項本文 | 原子力事業者 |
| 28 | 退職手当金の支給を受ける権利★ | 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭36法155）14条 | 被共済職員又はその遺族 |
| 29 | 給付金の支給を受ける権利 | 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭36法215）23条 | ①連合国占領軍等の行為等により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった者でその死亡し、負傷し、又は疾病にかかった当時において日本の国籍を有していたもの及び②その者の遺族 |
| 30 | 手当の支給を受ける権利 | 児童扶養手当法（昭36法238）24条 | 児童扶養手当の受給資格者 |
| 31 | ①退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利★ ②①以外の給付を受ける権利 | 地方公務員等共済組合法（昭37法152）51条 | 地方公務員等共済組合の組合員若しくはその被扶養者又は組合員若しくは組合員であった者の遺族 |
| 32 | ①特別給付金を受ける権利 ②①の特別給付金として交付される記名国債 | 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭38法61）9条 | 戦没者等の妻 |
| 33 | 援護を受ける権利 | ㊦戦傷病者特別援護法（昭38法168）26条 | 戦傷病者又はその遺族 |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 34 | 母子（父子）家庭自立支援教育訓練給付金又は母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受ける権利 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭39法129）31条の3及び31条の10（平26法28により新設） | 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの |
| 35 | ①特別弔慰金を受ける権利 ②①の特別弔慰金として交付される記名国債 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭40法100）11条 | 死亡した者の死亡に関し、恩給法に規定する扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有しない戦没者等の遺族（他にこれらの権利を有する者がある場合を除く。） |
| 36 | 共済金等の支給を受ける権利★ ^(注4) | 小規模企業共済法（昭40法102）15条本文 | 共済契約者である小規模事業者 |
| 37 | 金品の支給を受ける権利 | 母子保健法（昭40法141）24条 | 未熟児に係る養育医療のため金品の支給を受けることとなった者 |
| 38 | ①特別給付金を受ける権利 ②①の特別給付金として交付される記名国債 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭41法109）9条 | 令和3年4月1日において戦傷病者等の妻であって、同日において日本の国籍を有していたもの |
| 39 | 職業転換給付金の支給を受ける権利（事業主に係る当該権利につき★） | 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭41法132）21条 | 求職者その他の労働者又は事業主 |
| 40 | ①特別給付金を受ける権利 ②①の特別給付金として交付される記名国債 | 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭42法57）11条 | 戦没者の父母等 |
| 41 | ①特別交付金を受ける権利★ ②①の特別交付金として交付される記名国債★ | 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭42法114）11条 | ①引揚者、②引揚者の遺族又は③引揚前死亡者の遺族 |
| 42 | 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する特定第2号措置に係る特定認定に係る金融機関等の業務に係る動産又は債権であって、特定合併等により特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等に承継又は譲渡されるもの（内閣総理大臣等が指定したものに限る。） | 預金保険法（昭46法34）126条の16（平25法45により新設） | 特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等 |
| 43 | 児童手当の支給を受ける権利 | 児童手当法（昭46法73）15条 | 父母等の一般受給資格者及び施設等受給資格者 |
| 44 | ①災害弔慰金の支給を受ける権利 ②災害弔慰金として支給を受けた金銭 | ②災害弔慰金の支給等に関する法律（昭48法82）5条の2（②平23法100により新設） | 一の市町村（特別区を含む。）の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上の災害等により死亡した住民の遺族 |
| 45 | 補償給付の支給を受ける権利 | 公害健康被害の補償等に関する法律（昭48法111）16条 | 事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じた影響による疾病にかかった者等又はその遺族 |
| 46 | 失業等給付を受ける権利 | 雇用保険法（昭49法116）11条 | 雇用保険の被保険者又は被保険者であった者 |
| 47 | 給付金の支給を受ける権利（事業主に係る当該権利につき★） | ②国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭52法94）8条 | 漁業離職者求職手帳の所持者又は事業主 |
| 48 | 就職促進給付金の支給を受ける権利（事業主に係る当該権利につき★） | ②船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭52法96）4条 | 求職者又は事業主 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 49 | 犯罪被害者等給付金の支給を受ける権利 | 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭55法36）17条 | 犯罪被害者又はその遺族（被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。） |
| 50 | 後期高齢者医療給付を受ける権利 | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭57法80）62条 | 後期高齢者医療の被保険者 |
| 51 | 一時金、支援給付及び配偶者支援金を受ける権利 | ㊦中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平6法30）16条1項 | 特定中国残留邦人等及び特定配偶者 |
| 52 | ①給付を受ける権利 ②特別葬祭給付金として交付される記名国債 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平6法117）45条 | 被爆者等 |
| 53 | 保険給付を受ける権利 | 介護保険法（平9法123）25条 | 被保険者 |
| 54 | ①支援金の支給を受ける権利 ②支援金として支給を受けた金銭 | ㊦被災者生活再建支援法（平10法66）20条の2（㊦平23法100により新設） | 被災世帯となった世帯の世帯主 |
| 55 | 弔慰金等の支給を受ける権利 | ㊦平和条約国籍離脱者等である戦没者遺族等に対する弔慰金等の支給に関する法律（平12法114）16条 | 次の①～③の者であって、施行日において平和条約国籍離脱者等に該当するもの ①戦没者等の遺族 ②重度戦傷病者の遺族 ③重度戦傷病者 |
| 56 | ①老齢給付金、脱退一時金及び遺族給付金を受ける権利★ ②①以外の受給権 | 確定給付企業年金法（平13法50）34条1項 | 加入者若しくは加入者であった者又は給付対象者の遺族 |
| 57 | 補償金の支給を受ける権利 | ㊦ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平13法63）8条 | 次の①②の者であって、施行日において生存しているもの ①らい予防法が廃止されるまでの間に国内ハンセン病療養所に入所していた者 ②昭和20年8月15日までに国外ハンセン病療養所に入所していた者 |
| 58 | ①老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利★ ②①以外の給付を受ける権利 | 確定拠出年金法（平13法88）32条 | 企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者の遺族 |
| 59 | ①年金給付に係る受給権★ ②①以外の受給権 | 独立行政法人農業者年金基金法（平14法127）26条 | 農業者年金の被保険者又は被保険者若しくは被保険者であった者の遺族 |
| 60 | 拉致被害者等給付金等の支給を受ける権利 | ㊦北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平14法143）12条 | 被害者、被害者の配偶者、被害者の子等 |
| 61 | 災害共済給付を受ける権利 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平14法162）33条 | 災害共済給付契約を締結した学校の設置者 |
| 62 | 副作用救済給付又は感染救済給付を受ける権利 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平14法192）36条1項 | 許可医薬品等の副作用による疾病又は許可生物由来製品等を介した感染等による疾病について政令で定める程度の医療を受ける者等 |

| | | | |
|----|-----------------------|---|--|
| 63 | 学資支給金の支給を受ける権利 | 独立行政法人日本学生支援機構法（平15法94）17条の5（平29法9により新設） | 大学等における修学の支援に関する法律（令元法8）2条3項の確認大学等に在学する優れた学生等であって経済的理由により修学が困難であるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者 |
| 64 | 特別障害給付金の支給を受ける権利 | ㊦特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平16法116）23条 | ①昭和61年3月31日以前に国民年金の任意加入対象であった被用者の配偶者及び②平成3年3月31日以前に国民年金の任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に傷病についての初診日があり、その傷病により現に国民年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるもの |
| 65 | 手当金の支給を受ける権利 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平17法50）102条1項 | ①作業上死亡した受刑者等の遺族等、②作業上負傷し、又は疾病にかかり、治ったものの身体に障害が残った受刑者等、③作業上負傷し、又は疾病にかかり、釈放の時になお治っていない受刑者等 |
| 66 | 自立支援給付を受ける権利 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123）13条 | 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者 |
| 67 | 救済給付の支給を受ける権利 | 石綿による健康被害の救済に関する法律（平18法4）28条 | 被認定者又はその遺族 |
| 68 | 被害回復給付金の支給を受ける権利★ | 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平18法87）32条 | 支給対象犯罪行為により害を被った者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であってこれにより財産を失ったもの |
| 69 | 特別一時金の支給を受ける権利 | ㊦ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給等に関する法律（平18法103）9条 | 昭和31年から昭和34年までの間に、財団法人日本海外協会連合会が行った募集に応じ、選定されて、ドミニカ共和国に移住した者又はその遺族 |
| 70 | 信託財産に属する財産等 | 信託法（平18法108）23条1項、217条1項 | 受託者又は受益者 |
| 71 | 被害回復分配金の支払を受ける権利★ | ㊦犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平19法133）23条 | 対象預金口座等に係る対象犯罪行為により被害を受けた者であってこれにより財産を失ったもの |
| 72 | 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利 | 保険法（平20法56）22条3項本文 | 被保険者 |
| 73 | 給付金の支給を受ける権利 | ㊦オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平20法80）14条 | オウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為（以下この項において「対象犯罪行為」という。）により死亡した者の遺族及び対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負った者（オウム真理教の構成員であった者を除く。） |
| 74 | 援護として支給される金品 | ㊦ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平20法82）23条2項 | 援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者 |

| | | | |
|----|---------------------------------|--|--|
| 75 | 保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を受ける権利 | ㊦厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平21法37）4条1項 | 年金記録の訂正がなされた上で年金給付等を受ける権利に係る裁定が行われた場合において、適正な年金記録に基づいて裁定が行われたならば支払うこととされた日より大幅に遅延して支払われる年金給付等を受けることとされる者 |
| 76 | 給付を受ける権利 | 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平21法98）8条 | 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより疾病にかかり、若しくは障害の状態となった者又は新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の遺族等 |
| 77 | 就学支援金の支給を受ける権利 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平22法18）12条 | 高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者（高等学校等の在学期間が通算36月を超える者等を除く。） |
| 78 | 子ども手当の支給を受ける権利 | 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平22法19）14条 | 次の①～③の者であって、日本国内に住所を有するもの ①15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下この項において「子ども」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 ②父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者 ③子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの |
| 79 | 特別給付金の支給を受ける権利★ | ㊦戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平22法45）8条 | 本邦に帰還した戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者をいう。）で施行日において日本の国籍を有するもの |
| 80 | 職業訓練受講給付金の支給を受ける権利 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平23法47）9条 | 公共職業安定所に求職の申込みをしている者（雇用保険法に規定する被保険者である者及び受給資格者である者を除く。）のうち、労働の意思及び能力を有しているものであって、職業訓練その他の支援措置を行う必要があるものと公共職業安定所長が認めたもの |
| 81 | 仮払金の支払を受ける権利 | ㊦平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平23法91）12条 | 福島県、茨城県、栃木県又は群馬県の区域内の営業所等において旅館業、一般貸切旅客自動車運送事業、旅行業、小売業、外食産業等の事業を行う者（中小企業者等に限る。）であって、平成23年原子力事故による取引の数量の減少等による収益の減少に係る特定原子力損害を受けたもの |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 82 | ①東日本大震災関連義援金の交付を受ける権利 ②東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭 | ③東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平23法103）1項及び2項 | 東日本大震災の被災者又はその遺族 |
| 83 | 子ども手当の支給を受ける権利 | 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平23法107）14条 | ①支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母等、②支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする父母指定者、③父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの |
| 84 | 子どものための教育・保育給付を受ける権利 | 子ども・子育て支援法（平24法65）17条 | 教育・保育給付認定子どもの保護者 |
| 85 | 年金生活者支援給付金の支給を受ける権利 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平24法102）32条 | 年金生活者支援給付金の受給資格及び額について厚生労働大臣の認定を受けた者 |
| 86 | 特別給付金の支給を受ける権利 | ④死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平25法66）4条1項 | 老齢基礎年金の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以後に死刑再審無罪者となった者 |
| 87 | 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける権利 | 生活困窮者自立支援法（平25法105）19条 | 生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであつて、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるもの |
| 88 | 特定医療費の支給を受ける権利 | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平26法50）38条 | 支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者 |
| 89 | ①平成28年熊本地震災害関連義援金の交付を受ける権利 ②平成28年熊本地震災害関連義援金として交付を受けた金銭 | ⑤平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平28法67）1項及び2項 | 平成28年熊本地震による災害の被災者又はその遺族 |
| 90 | 国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける権利 | ⑥国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平28法73）17条 | ①国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族又は②国外犯罪行為により障害が残った者 |
| 91 | ロケット落下等損害賠償責任保険契約の保険金請求権 ^(注3) | 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平28法76）39条3項本文 | ロケット落下等損害賠償責任保険契約の被保険者 |
| 92 | ①平成30年特定災害関連義援金の交付を受ける権利 ②平成30年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭 | ⑦平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平30法81）1項及び2項 | ①平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震及びこれに引き続いて発生した余震による災害並びに②平成30年7月豪雨による災害の被災者又はその遺族 |
| 93 | 一時金の支給を受ける権利 | ⑧旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平31法14）14条 | 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者 |
| 94 | 補償金の支給を受ける権利 | ⑨ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令元法55）17条 | ハンセン病元患者家族 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 95 | ①令和元年特定災害関連義援金の交付を受ける権利 ②令和元年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭 | ㊦令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（令元法74）1項及び2項 | ①令和元年8月26日から同月29日までの間の豪雨による災害及び②令和元年台風15号、令和元年台風19号又は令和元年10月24日から同月26日までの間の豪雨による災害の被災者又はその遺族 |
| 96 | 給付金の給付を受ける権利 ^(注5) | 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令2法25）4条2項 | 令和2年度一般会計補正予算（第1号）における①特別定額給付金及び②子育て世帯臨時特別給付金の受給者（②にあつては、財務省令で定める者） |
| 97 | ①令和2年度特別定額給付金等の支給を受ける権利 ②令和2年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭 | ㊦令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令2法27）1項及び2項 | 令和2年度一般会計補正予算（第1号）における①特別定額給付金及び②子育て世帯臨時特別給付金の受給者 |
| 98 | 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及びこれに準じた特別の給付金を受ける権利 | 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令2法54）6条 | 求職者給付の基本手当の受給資格者及び雇用保険の被保険者でない労働者（厚生労働省令で定める者を除く。） |
| 99 | ①令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等の支給を受ける権利 ②令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等として支給を受けた金銭 | ㊦令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令2法55）1項及び2項 | 令和2年度一般会計補正予算（第2号）における①低所得のひとり親世帯向け臨時特別給付金及び②医療機関等の職員向け慰労金の受給者 |
| 100 | ①令和2年7月豪雨災害関連義援金の交付を受ける権利 ②令和2年7月豪雨災害関連義援金として交付を受けた金銭 | ㊦令和2年7月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（令2法77）1項及び2項 | 令和2年7月豪雨による災害の被災者又はその遺族 |
| 101 | ①令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受ける権利 ②令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金として支給を受けた金銭 | ㊦令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律（令3法21）1項及び2項 | 令和2年度一般会計補正予算（第3号）における低所得のひとり親世帯及びそれ以外の低所得の子育て世帯向け臨時特別給付金の受給者 |
| 102 | ①自然災害義援金の支給を受ける権利 ②自然災害義援金として支給を受けた金銭 | ㊦自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律（令3法64）3条 | 自然災害の被災者又はその遺族 |
| 103 | 給付金等の支給を受ける権利 | ㊦特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令3法74）14条 | 特定石綿ばく露建設業務に従事することにより石綿関連疾病にかかった労働者等又はその遺族 |

* 掲載の順序は、根拠規定のある法律の制定順によつた。なお、根拠規定中法律の題名の前に付した「㊦」は衆議院議員提出に係る議員立法であることを、「㊧」は参議院議員提出に係る議員立法であることを示す。おつて、法律番号については、たとえば「令和3年法律第64号」を「令3法64」のように略した。
 (注1) 差押禁止措置により保護される者のイメージを大まかに把握してもらうための記載であつて、実際にその者が給付を受ける権利等を有することとなるか否かは、関係法令の規定による。
 (注2) 以下「★」印を付したものは、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合においては、差押禁止対象外であることを示す。
 (注3) 被害者が損害賠償請求権に関し差し押さえる場合を除く。
 (注4) その権利が相続により承継されたものである場合等を除く。
 (注5) 国税滞納処分による差押えを禁じているが、No.97に掲げる法律によりそれ以外の差押えも禁止される。
 (出典) 筆者作成。